# 北海道廃棄物処理計画(第5次)(答申)の概要

#### 第1章 計画策定の趣旨等

- 1 策定の趣旨・位置づけ
- 〇 廃棄物処理法第5条の5第1項に基づく法定計画
- 〇 北海道循環型社会形成推進基本計画の個別計画
- 2 策定の視点
- 排出抑制、適正な循環的利用、適正処理の確保
- バイオマスの利活用、循環型社会ビジネスの振興
- 〇 地域循環共生圏の形成
- 地球温暖化防止・省エネルギー等にも配慮した廃棄 物処理施設の整備の促進
- 3 計画期間

令和2年度から令和6年度

#### 第2章 廃棄物の現状と将来予測

#### 現状(H29)

#### 1 一般廃棄物

○ 排出量 1,870千トン 0 リサイクル率 24.3% 320千トン まままままま

**2 産業廃棄物**○ 排出量

38, 741千トン 55. 5% 679<del>チ</del>トン

再生利用率 最終処分量 廃棄物系パイオマス

**,** 

〇 利活用率(排出量ベースの炭素量換算) 89.8%

## 第3章 令和6年度目標

1 一般廃棄物

○ 排出量 1,700千トン以下(約10%削減) ○ リサイクル率 30%以上(約6ポイント増加) ○ 最終処分量 250千トン以下(約22%削減)

2 産業廃棄物

〇排出量37,500千トン以下(約3%削減)〇再生利用率57%以上(約2ポイント増加)〇最終処分量570千トン以下(約16%削減)

3 廃棄物系パイオマス

○ 利活用率 (排出量ベースの炭素量換算) 90%以上(1ポイント増加)

※ ( )内は、H29との比較

## 施策展開の基本的な考え方

#### 1 滴正な管理

- 廃棄物処理施設の適正管理等の確保及び排出抑制等 に向けた取組の促進
- 2 協働による取組
- 道民、事業者及び行政が協働で取り組む廃棄物対策 の推進
- 3 透明性の確保
- 廃棄物処理に関する様々な情報の提供・公表、 各主体相互の対話の促進

### 第4章 各主体の役割

道民、事業者、市町村、道の各役割に基づく積極的な取組

#### 第5章 一般廃棄物の処理に関する方針

- 1 排出の抑制
- 各主体が一体となったごみの排出抑制に係る取組の総合的な推進
- 2 適正な循環的利用
- 地域ごとの廃棄物の特徴などを踏まえたリサイクル施策の整備の促進
- 〇 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等に基づく循環的利用の推進
- 3 適正処分の確保
- 環境への負荷が少ない処分方法の検討、導入の促進
- 省エネルギーの取組や長寿命化・延命化を図った施設整備の促進
- 4 広域的な処理
- 地域の実情とニーズに応じたごみ処理の広域化の推進
- 5 効率的なごみ処理事業の運営
- 市町村に対する情報提供、技術的助言の実施
- 6 災害廃棄物対策
- 〇 支援体制の整備
- 〇 市町村計画の策定促進
- 〇 業界団体との支援、協力体制の整備
- 7 生活排水対策
- 「全道みな下水道構想IV」を踏まえた施設の整備促進
- |8 海岸漂着物対策の推進
  - 市町村・関係団体と連携した海岸漂着物の発生抑制や回収処理の推進

## 第6章 産業廃棄物の処理に関する方針

- 1 業種別
- 排出量が多い業種や本道の主要な業種の処理に関する方針
- 2 種類別
- 〇 産業廃棄物の種類ごとの処理の方針
- 3 地域別
- 地域特性を踏まえた発生・排出抑制対策やリサイクル施設等の整備を促進
- 4 特別管理産業廃棄物等
- 〇 特別管理産業廃棄物の処理に関する方針
- 5 施設整備のあり方
- 〇 既存の補助制度を活用した循環的利用が可能な施設設備の設置促進

## 第7章 重点的な取組が必要な廃棄物の処理に関する方針

- 1 パイオマス
- バイオマスの利活用の促進による地域循環共生圏の形成
- 2 その他重点的な取組が必要な廃棄物
- O PCB廃棄物
  - ・ 北海道PCB処理計画に基づく適正処理の推進
- 〇 使用済み自動車
- 自動車リサイクル法に基づくリサイクル、適正処理の推進
- アスベスト
- 使用状況の把握と適正処理の推進
- 〇 感染性廃棄物
- 在宅医療廃棄物の適正な処理体制の確立と適正処理の推進
- Ο プラスチックごみ
  - 不適正処理の防止と資源循環の推進

## 第8章 廃棄物に関するその他の方針

- | 1 優良な産業廃棄物処理業者の育成 | ○ 情報提供や普及啓発等による廃棄物処理法に
- 定める優良認定業者の増加 2 不法投棄等防止対策の推進
- 道警、海上保安庁などと構成する廃棄物不法 処理対策戦略会議の運営
- 休日・夜間監視、ヘリコプター監視等の監視 事業などの関係機関との協力実施
- 3 道外産業廃棄物の取扱い等
- 道外産業廃棄物の受入れの原則禁止と循環 条例の適正な運用
- 〇 各主体により連携した普及啓発の推進

#### 第9章 計画の推進

- 〇 現状把握
- 〇 進行管理
- 〇 公表

※北海道環境基本計画[第2次計画]改訂版 (平成28年3月)「めざす姿」より

## 北海道らしい循環型社会の形成

- O できるだけごみを出さない、物を修理して 大切に使うなど環境に配慮した生活を実践して いる社会
- 事業活動における廃棄物の発生が極力抑えられる とともに、廃棄物が循環資源として有効に利用され、 3 Rや適正処理が定着している社会
- バイオマスの利活用が進むとともに、リサイクル 関連産業が発展し、循環型ビジネス市場が拡大して いる社会